

宮城県介護ロボット等試用貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 宮城県内の介護事業所における課題を解決しながら、就労環境改善を図ることにより、人材の確保・育成・定着しやすい環境の整備を促進するため、介護ロボット等の機器導入に向けた試用貸出事業（以下「本事業」という。）を実施することにより、生産性向上及び介護従事者の負担軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 県内において介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定又は許可を受けた介護サービス事業所を運営する者であること。
- (2) 宮城県介護事業所支援相談センターにおいて、業務改善等に関する相談を行い、介護現場での生産性向上及び介護従事者の負担軽減についての助言を受けた者であること。

(対象機器)

第3条 本事業の試用貸出の対象となる介護ロボット等（以下「対象機器」という。）は、原則厚生労働省が実施する「福祉用具・介護ロボット実用化支援事業」による「介護ロボットの試用貸出リスト」（以下「貸出リスト」という。）に掲載されている製品とする。ただし、貸出リストに掲載されていない製品であっても、申請内容が本事業の目的に合致する場合は、対象機器とすることができる。

(試用貸出の申請)

第4条 本事業により試用貸出を活用しようとする対象事業者は、第2条第2号の助言を受けたのち、様式第1号により、対象機器の機種ごとに知事に申請を行うものとする。

(試用貸出の決定)

第5条 知事は、試用貸出の申請があったときは、申請内容を審査するとともに、対象機器を取扱う企業（以下「試用貸出企業」という。）及び対象事業者と調整を行い、試用貸出の可否を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定による決定を行ったときは、様式第2号又は様式第3号により対象事業者に通知するものとする。

(試用期間)

第6条 対象事業者は、前条の規定による決定を受けたときは、試用貸出企業から試用機器を受け取り、試用期間内で試用を行う。

2 試用期間は、原則1か月以内とするが、対象事業者及び試用貸出企業の双方が同意する場合は、延長することができる。ただし、年度を超える試用期間は認めない。

3 前項の規定により、試用期間の延長を行う場合は、事前に知事へ報告するものとする。

(申請回数)

第7条 同一機種の申請回数は、申請年度内で原則1回とする。ただし、知事が必要と認める場合はこの限りでない。

- 2 対象事業者が申請可能な回数は、申請年度内で3回までとする。
- 3 申請回数は、様式第1号による申請書ごとに1回とする。

(遵守事項)

第8条 対象事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 試用中は、試用機器を適切に管理し、安全かつ良好な状態で使用すること。
- (2) 試用期間終了後は、試用貸出企業の指定する方法に従い、試用機器を原状回復し、速やかに返却すること。
- (3) 試用期間終了後、速やかに様式第4号により知事へ報告すること。

(試用貸出企業への謝金)

第9条 知事は、前条第3号の規定による報告があったときには、試用貸出に協力した試用貸出企業に対し、1回当たり1万円の謝金を支払うものとする。ただし、無料で試用貸出を行っている試用貸出企業に対しては、謝金を支払わない。

(損害賠償)

第10条 対象事業者は、試用期間中に故意又は過失により試用機器を破損又は亡失等した場合は、試用貸出企業が定める条件に従い損害を賠償するものとし、知事はその責任を負わない。

(その他)

第11条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別途定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月25日から施行する。